

- 佐々木謙二議長 8番、安部 隆議員。
- 8番 安部 隆議員 本当に厳しい厳しくないという問題では、そんなに変わりはないと思います。ただ、少子高齢というようなことを考えた場合では、やはり将来はないと。どんどんと人口が減になっていって今までどおりの行政なりそういうコミュニティをやっていくというようなこと、これは無理なわけですから、そういったことを含めた場合はやはり優良な相手を探していくというようなことも必要だというふうに思いますので、そういうようなことで今後ともよろしくお願いを申し上げまして質問を終わりたいと思います。

蒲生吉夫議員の質問

- 佐々木謙二議長 次に、順位4番、議席番号17番、蒲生吉夫議員。
(17番蒲生吉夫議員登壇)

- 17番 蒲生吉夫議員 通告しております2件について順次ご質問を申し上げたいと思います。最初に、裁判員制度についてお伺いいたします。

司法制度の抜本的改革の三本柱の一つとして裁判員制度の導入が決まりました。もう一つは、法科大学院などを創設し、司法試験の合格者を大幅に増員して司法を支える基盤の人員をふやす。そしてもう一つは、法的サポートのための施設、日本司法支援センター、通称「法テラス」などは既に実現をしていますが、いよいよ裁判員制度は来年5月21日から始まります。この制度は、裁判員の参加する刑事事件に関する法律案として2004年の国会に提出され、全会一致で可決したようです。

しかし、一般的な考え方として、司法の関係者であるもので自分とは関係のないことという

認識を超えていない状況なのではないかと考えられますが、20歳以上の有権者名簿に基づき全員が対象になっていることを考えれば、自分のこととして考えておかなければならない問題です。

また、司法専門家の方にも「裁判員制度は違憲ではないか」という論争もあるようです。

「裁判員をやりたくないという人までやらせるのは憲法18条が禁じるその意に反する苦役に当たる」と言う人や、「憲法第19条が保障する思想・良心の自由を侵害するのではないか」という主張を、法務省は「証拠を客観的に検討して事実を認定するなどで内心とは直接にかかわらない。人を裁くのは精神的に負担が大きいという人は精神上的の不利益に該当し、辞退が認められるので違憲ではない」としているようです。このように制度導入に対して賛否はあるにせよ、裁判員制度導入理由の一つに刑事裁判の判決に民意が反映してないということもあるようです。しかし、民意が歴史的にいつも公正だと考えた場合のことだと思います。

5月から始まる裁判員制度は、重大な刑事事件で地方裁判所で行われる第一審の裁判が対象ですが、殺人、傷害致死、強盗致死傷、危険運転致死、住建造物放火、保護責任者遺棄致死、強姦致死傷、身代金目的誘拐などですが、裁判員に危害が加わると予想できる事件は裁判官だけで行うようです。こうして見ますと、このたびの裁判員制度は刑事事件だけですが、本来民意を反映してほしい裁判は行政裁判や違憲審査などに市民的な判断が必要なのではないかと考えたところでもあります。重大な刑事事件は、国家公務員の中でも最高クラスの報酬を得ている裁判官の責任で判断を下すべきだと私は考えますが、今これ以上ここの部分には触れないで次に進めたいと思います。

最初に、裁判員候補者名簿はどのように整理されたかということです。

単純に選挙管理委員会で管理している有権者名簿そのままからくじで無作為に長井市民55人を抽出し、地裁に送付することになるのでしょうかということですが。長井市選管としては、もともと職業などによって裁判員になれない人などとはえようがないと思いますが、地裁から裁判員候補者として名簿が載りましたという書面とともに調査票が送られてくるまで名簿登録になった人が初めてそこで知らされ、いきなり調査票を返送することになるのだと思いますが、例えば住所を移動して入所する介護老人福祉施設などの入所者も含めて裁判員に最初からなれない人もいますが、そういうものも全部含めてランダムに抽出されることになるのでありましようか、ご答弁をお願いしたいと思います。

市民に対して制度周知はどのように行われたかということですが、これは市町村の仕事ではないわけですが、先ほどの項で述べていますが、名簿登録になったということを市民が知るのは裁判所からの通知になります。市民にとってはいきなりという感があると思いますし、有権者名簿に記載されている個人情報と裁判所に提供するわけですから何らかのルールに基づくものと思いますが、裁判員制度に関する理解はそんなに高いとは考えられません。市選管においてランダムに裁判員候補者を選出したとはいえ、選んだ側の責任で制度を周知しなければならないなどということはないのでありましようか。今の日本の裁判員制度の中で最も重い量刑は死刑ですが、職業裁判官でも死刑判決を出した場合、夜眠れなくなるなどの心理的な負担がかかることもあっておられます。くじで選ばれた一般市民が死刑の判断が絡んでくる事件を担当することにより、今後の人生において精神的に大きな苦痛を感じてしまうと予測できる場合は、裁判員を辞退できるなど先に情報として知っておく必要があると思われま。

次に、裁判員として送り出す企業に対しての

周知はどうなっているのか、わかる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

裁判員候補者になり仕事など休みをとらなければならないなくなった場合、法律では認められているようですが、その期間を有給の扱いにするか無給にするかは各企業の判断に任されています。大手企業では休暇制度の新設も検討する動きがありました。日本商工会議所は従業員50人以下の中小企業の従業員、経営者は原則として辞退を認めることで政令で定めるべきという意見書を提出したが、法務省は認めなかったようであります。経営者と裁判所の板挟みになる労働者が最も大変な状況に置かれると考えれば、まさに過大な負担になりかねません。農業者は、農繁期などは辞退を認められますし、個人の判断でできるわけですが、企業経営者に対してはその制度の理解がなければ制度が成り立たなくなることも考えられます。裁判員制度は、国民の裁判に参加する権利だとも言われますが、呼び出し期日に無断欠席した場合は10万円の過料となるか、裁判は公開ですが、評議など非公開なので裁判員が職務上知り得た秘密を漏らしたら6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられるなど、陪審員制度にはない厳しい制度で、国民の義務が強調されている制度となっているようであります。

この項の最後に、自分が裁判員に選ばれた場合のことを考えれば司法当局にぜひ実現してほしいことがあります。

昨年JANの贈収賄事件がありましたので、何回か山形地方裁判所の傍聴に行きましたが、そのとき裁判員制度の概略がビデオで放映されていまして、少しは理解ができました。しかし、裁判は、私たち市民にとってはわかりにくいことがたくさんあります。一番近い裁判傍聴はJANの贈収賄事件なので、そこで感じた疑問を述べますが、なぜ自白調書の信憑性について何時間もかけて裁判の中で争わなければな

+

らないのか。また、贈収賄事件として裁判になっているのにパソコン内の個人データの量などの証明で、どちらかという横領事件を扱っているような錯覚を覚えるような進め方と感じました。後者については裁判を職業にしている人たちの進め方でしょうから私にはわかりませんが、前者については取り調べ全部を記録し、確認すれば違法な取り調べで自白を強要していないかどうかなど一目瞭然なわけですが、裁判員制度の制度導入において検察庁は、取り調べ様子の一部の録画・録音をすることとし、検察官の裁量に応じて公開されることになったようであります。しかし、これは作為的に一部分を抽出する可能性もあり、かえって信憑性が薄れてきますので、検察優位の裁判が進められる可能性が強められます。日弁連の主張にもありますが、冤罪をなくするのに最も効果的なのは取り調べの全過程の録画と言っていますが、検察側の強い抵抗もあり導入されていないようです。近代国家の裁判にかかわる運営の中で取り調べの可視性がないことは、極めて問題が大きいと感じています。この部分については私の思いを言っておりますので、答えられる範囲でお答えを願いたいと思います。

2番目の項に移ります。地区公民館への指定管理者制度の導入について。

このところ毎回の定例市議会で指定管理者制度について議論になっています。指定管理者制度が施行される前は公の施設の管理委託は、公共団体、公共的団体、第三セクターに限定されていたものが指定管理者制度導入は個人以外の任意団体でも営利企業でも管理委託が可能になりました。法の趣旨では、本来2003年9月から3年以内に指定管理者制度に移行するか、もしくは直営にするかしなければならなかったわけですが、今さらという感はありますが、公民館のさらなる活性化を目指しての中で説明しているように長井市では直営方式の一部業務委託の

方法を取り現在に至っていますが、この業務委託（請負）の形態に課題が出ました。続けて指揮命令権、賠償責任、施設整備の無償貸与の課題もあり、請負の形態をなしていませんと言っているのは偽装請負と言われても仕方がないともとれますし、しかし平成18年度に、これまでの事務管理公社から公民館運営協議会に委託が変わるときには既に地方公務員法第244条第2項の施行により当然指定管理者制度に移行すべき時期だったにもかかわらず、適法なのは公民館運営協議会への委託だとしてきたのであります。

そこでこれまでの各地区公民館として歴史的に積み上げられてきた個性的な事業がありますが、体育事業としては地区運動会事業、文化事業としては文化祭事業などが代表的で、しかも各館共通した事業として取り組まれてきたようであります。これらは公民館職員だけの事業ではなく、それぞれの自治公民館の役員を担っている人を中心に、また地区長を中心とした地区役員など地域の各種団体の献身的なボランティア活動によって成り立っていると思います。このたびの提案で、「指定管理者制度に移行することによって非公募でこれまでと同じ団体と協定を締結するのだからこれまでと何も変わらない運営となる」と言いたいところかもしれませんが、指定管理者制度の原則は公募となっていることから図書館の例に見るようにどんな団体でも参入できるというのが大原則でありますので、これまでと変わらないなどというのは当たらないと思います。指定管理者として協定を締結し、公民館運営協議会は給与を含む労働条件決定も経営責任を持つ経営者であり、館長と主事はその職員としてより明確になります。しかし、これまでボランティアで協力活動してきた自治公民館の役員などは一時的であっても運営協議会と雇用関係が生まれてくるのではないのでしょうか。

昨今残業手当を払わない名ばかり管理職や大型電気店などにメーカーから派遣を装ったただ働きが問題にされたりしておりますが、雇用関係について責任ある専門家の見解が必要なのではないかと思います。

同じくこの資料の地域担当職員という項でお聞きします。6行にまとめたシンプルな文章なので、何回も読み返しましたが、何を言おうとしてるのか全く理解できませんでした。この言葉は、平成19年の施政方針にも本年度方針にも書かれてあったので、ことし3月にもお答えいただこうかと思ひ予算委員会で質問通告をしていましたが、時間切れでできませんでした。今回の資料の6行の中で特にわかりにくい2カ所について説明願います。

「現在の公民館は、事業を実施すること以外にも重要な事案にも取り組んでいます」。これを説明する形で、「それは市民の相談業務や地区課題の相談などで行政との橋渡しや調整など行っていることです」。そしてもう一つは、「公民館がつかさどる機能と市長部局の取り組みを整理し、指定管理者制度導入後に取り組むこととしたい考えです」についてお聞かせを願いたいと思います。

最後に、まちづくり事業は公民館事業の枠外としていたものが公民館振興計画策定後は正式な事業と位置づけ、例として致芳、平野の例を挙げていますが、これは現在取り組まれている事業を挙げているものと思います。文章の中のまちづくり事業という説明は、これまでの地区公民館事業に新たな事業を加えるように私は読んだのですが、新たな事業をした場合、その費用もまた付加されるということになるのでしょうか、見解をお聞かせ願いまして壇上からの質問といたしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 蒲生吉夫議員のご質問にお答え

いたします。

2点ほど質問いただいておりますが、まず最初に、裁判員制度についてでございます。

私の方からは市長としてどのようにこの今回の裁判員制度について考えておるかということでございますが、裁判員制度につきましては国民の皆さんに裁判員として刑事事件に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合はどのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう、いわゆる国民の司法参加を実現する制度だというふうに理解しております。

本制度につきましては、国民の皆さんが裁判に参加することによって法律の専門家ではない人たちの視点、感覚を裁判の内容に反映させ、その結果、国民の皆さんの司法に対する理解と信頼が深まることを期待して導入するものとされているようにございます。

来年の5月からの制度開始に向けて実質的な準備作業が既にスタートしているわけですが、順調に始動できるよう願っているところでございます。

最高裁がことし4月に発表した国民の裁判員制度に対する意識調査では、「参加したいなどの積極的な回答は15.5%にすぎなかった」と。一方で、「義務であっても参加したくないとする回答は82.4%にも上った」ということでございます。肝心の参加意欲が低いままでは審理の質への疑念も生じるのではないかと懸念されるところでございます。

市としての対応は、制度全体の中で限定的なものになりますが、制度が円滑に導入できるような環境整備に関して市民の皆さんに混乱が起きることのないよう、裁判所など関係機関とよく連携をとって努力していかなければならないというふうに考えます。

なお、具体的な議員から質問あった項目につきましては、総務課長、選挙管理委員会事務局長の方から答弁いたさせます。

+

次に、2点目の地区公民館への指定管理者制度の導入についてでございます。

私の方からは、まず1点目の運動会や文化祭など実施するときに分館の役員はボランティアですが、今後は一時的でも雇用契約が必要になるのではないかということについてでございますけれども、社会教育法では公民館が行う事業として6つの事業を上げております。その中には討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催することや体育、レクリエーション等に関する集会を開催することがございます。公民館の設置及び運営に関する基準では、公民館は事業を実施するに当たっては関係機関及び関係団体との綿密な連絡、協力等の方法により学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとするとしてございまして、公民館はその実施する事業への青少年、高齢者、障がい者、乳幼児の保護者等への参加を促進するように努めなければならないことや、公民館はその実施する事業において地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとするとしております。そのような趣旨からも運動会や文化祭などにおいて地域の皆さんの協力を得て事業を実施することは公民館設置の趣旨から当然のことと考えます。

また、ボランティアとは、一般的に金銭的な対価がなく、法的な義務づけがなく、本人の家庭内の者のため提供される仕事を行うものとされております。したがって、利益や見返りを求めず雇用という枠を超えて社会貢献を行うことと考えます。公民館活動は、まさにそのような力をもって運営されていくものだと考えております。

また、ボランティアは、労働基準法で定義される労働者ではありませんので、雇用契約結ぶ対象にはならないのではないかというふうに考えます。

公民館の運営は指定管理者制度を想定してお

りますが、指定管理者制度とは地方公共団体が指定する法人その他の団体等に公の施設の管理運営を行わせる管理代行制度であり、設置主体は公の施設として条例で定めている自治体であることには変わりありませんし、設置自治体の方針の範囲内で指定管理者が管理運営に当たるものでございます。

そのようなことから地区公民館の運営事業についてもこれまでと何ら変わることなく地域の方々の協力を得て事業を進めていくことが必要と考えており、議員がご指摘された原則公募ということは私は地区公民館では当たらないだろうというふうに考えております。

また、地区公民館と自治館の関係についてもこれまでと何ら変わるものではないと思います。

2点目の地域担当職員とはどういうことを言っているかという点でございますが、地域担当職員の役割について具体的な検討はまだ行っておりませんが、来年度以降先進市町の例を参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えております。基本的には各地区ごとの地域振興計画の立案のお手伝いなどが考えられますが、地域の核である公民館の協力が欠かせませんので、どのような連携の形がつけられるのか大きな課題というふうにとらえております。

最後に、まちづくり事業とは、そしてその費用はどうするんだということでございますが、地区公民館の事業としては生涯学習事業と地域課題に即した事業を地域住民みずから行う地域密着型の公設民営長井方式が生まれたまちづくり事業に分けられると思います。

まちづくり事業は、各地区で異なっておりますが、地域づくり協議会や体育館運営、河川敷グラウンドの運営、防災関連事業、防犯や安全協会、グリーンツーリズム関係、環境事業など幅広い事業に取り組んでおります。このたびの条例改正では、長井の心を育むこととともに事業内容に市民との協働による地域づくりに関す

ることを追加いたしました。このことは公民館の役割の中に生涯学習の推進とともにその成果をよりよい地域づくりに還元することを明確に位置づけたもので、地域の核として公民館が果たす役割の重要性を確認するものだと考えております。

まちづくり事業に係る費用については、教育委員会から公民館の事業費に反映させることは難しい状況ではございますが、事業に関係する部署や関係団体の事業を積極的に活用することにより確保が可能ではないかというふうに考えております。以上でございます。

○佐々木謙二議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 公民館について3点ほどご質問があったわけですが、先ほど市長の方から3点について答弁がありましたので、私の方からは地区担当職員について総務・文教常任委員会協議会の資料として提出した担当職員のご指摘がありました。そこについて若干お話をさせていただきたいと思いますが、私どもが考えている地域担当職員というのは、直接公民館にかかわって公民館に対するアドバイスということではなくて、その地域に入って、その地域の課題なり、または行政と地域の橋渡し役をする。それを公民館という場所または公民館職員との連携の上にやっていくような職員という漠然と考えてるわけで、先ほど市長からあったように具体的には検討はなされていません。指定管理者制度導入後、首長部局の方と、企画調整課になるとと思いますが、過去に1度話し合いをしたことがあるんですけども、その後でまた具体的に地区担当職員の役割について検討をしていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○佐々木謙二議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 蒲生吉夫議員のご質問にお答えいたします。

ちょっと答弁がばらばらになるかもしれませ

んが、ご容赦いただきたいと思います。

初めに、裁判員候補者選出の名簿はどのように整理されたかということでございますが、長井市への裁判員候補者の割り当て員数につきましては、先ほど議員からございましたように55名ということで、本年8月の27日付で山形地方裁判所長より通知がございました。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律、これが今回のこの裁判員制度の根幹をなす法律でございますけれども、この裁判員法第22条によりまして毎年10月15日まで地方裁判所あてに裁判員候補者予定者名簿、あくまで予定者名簿でございます、を送付することになります。

説明に入る前に、この裁判員制度の国と市町村のいわゆる分担と申しますか、これを明らかにしておかないとちょっと議論が混乱するのかなと思います。先ほどの裁判員の参加に関する刑事裁判に関する法律、全84条あるんですけども、この中で裁判員の制度を運用する部分が全部網羅されてるわけでございますが、附則の中で政府及び最高裁判所並びに国等が担わなければならない事務、それから各市町村、これは選挙管理委員会になるわけでございますけれども、が担当すべき業務、これは明確に分かれてございます。先ほど議員からありましたさまざまな裁判に参加することの意義ですとか、それから国民の理解と関心を深めること等とか、あるいは環境の整備、国民がより容易に裁判員として裁判に参加することができるようにすることなど、こういった部分は国の方の事務ということになります。

私ども市選管の方の事務といたしましては、選管の方に割り当てられた、これは山形県下で有権者名簿をもとにして割り当てるわけでございますけれども、それをベースにいたしましてもアトランダムに無作為抽出で有権者名簿から選んでお送りする。私どもとかかわりのところで申しますと、これはちょっと言葉悪いですが、

+

地方裁判所に送ればそこで私どもの方の事務は完結というふうに私は理解をしておるところであります。その後で例えば候補者名簿が万が一不足する事態とか、いろいろその後の手だての部分で市町村がかかわらなければならない部分がございますけれども、基本的にはくじで無作為に抽出をして定められた員数を裁判所の方に住所、それから氏名、生年月日、それから本籍ですか、この4情報を添えて記載して送付する。そこで市の事務は終わりと。

ただ、当然制度そのものの運用で円滑に進めていくには国の方から、現実に裁判所の方からいろんな関係でパンフレットを置いてくださいとかいろいろ申し出、要望あるいは市報等への掲載依頼とかさまざまございます。これらに関しては当然ながら協力体制をしいて対応していくということなのだろうというふうに思います。

ちょっと話が戻りますけれども、先ほどの名簿を送付する場合ですけれども、実は最高裁判所から名簿調整プログラムという無作為に抽出する仕掛けのプログラムが来ております。現実には選挙人名簿は、本年9月2日の定時登録のときのものを用いると。そこから失権者とか、あるいは抽出時点までの死亡者を除いて選ぶということでございます。もうだれとだれが選んだかというのはわからない状況になっております。コードでしか出てきません。その後、具体的に住所、氏名とか添えなければならないので、その段階で初めて具体的にどこのだれさんというのが事務を手續する上でわかるということでございます。長井市的には、10月の、来月1日の選挙管理委員会開催時にその実行をかける予定で今事務を進めておるところでございます。

それから質問の市民に対する制度周知ということでございますが、こちらの方は裁判員法が施行されましたのは今から5年前でございます。そのとき16年9月に山形地裁の方からQ&Aを市報に掲載してくださいという要請がござ

いました。それから本年7月15日には、山形地方検察庁の方から同じように制度の開始が近くなったということで制度周知の依頼がありました。ということで市報等に合わせて2回掲載をさせていただいておりますけれども、なかなか周知という点では十分ではないのかなという気は私も個人的にはしております。

あと長井市のホームページのトップページにも山形地検裁判員制度のリンクが張ってありまして、容易に裁判員制度について市民の皆さんに知っていただく環境は一応整えておるつもりでございます。

あと先ほど申しましたようにパンフレットあるいはロビー等も、あるいは成人式で新成人に今回の裁判員制度についてのパンフレットを配るなど、そのような対応をしております。

それからお問い合わせのご質問の裁判員として送り出す企業に対しての周知でございますけれども、ここの部分につきましては市が直接主体となってやったことは今までございませんけれども、例えば本年7月2日、勤労者互助会が山形地検の検務専門官を招いて制度説明会を開催されておるようでございます。

それから7月の上旬でございましたけれども、私も参加してまいりましたが、これは警察署さんかな、主催は、安全運転管理者講習会ありましたけれども、この席で米沢検察庁の方から係官の方がいらっしゃいまして、裁判員制度の説明というようなこともございました。そういったことでまだまだ制度スタートまでいろいろ多分あるんだろうなと思います。

特に議員最後の部分でおっしゃった、いわゆる冤罪防止のためのさまざまな手だてが十分ではないのではないかと、これはマスコミ等でもいろいろ言われてるところでございます。法施行してから5年、施行期限ぎりぎりの5年間使ってやっとまず来年5月にスタートするというので、それだけとっていかにも環境の整理、

それから周知期間等の事務が思ったように進んでいないと、先ほど市長からありましたように、住民の皆さんがなりたくないという方の方が多いわけございまして、まだまだ時間は実にかかるのかなという気は私個人的にしておるところでございます。以上でございます。

○佐々木謙二議長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 蒲生吉夫議員のご質問にお答え申し上げます。

私からは運動会、文化祭など実施するときに分館の役員はボランティアだが、今後は一時的に雇用契約が必要になるのではないかということについてお答えを申し上げます。

先ほど市長からの答弁でもございましたが、そもそも指定管理者制度と申しますのは地方公共団体が指定する法人その他の団体などに公の施設の管理運営を行わせる管理代行制度でございます。設置者である地方公共団体は、管理の責任を、権限を行使しませんが、設置者としての責任から必要に応じいろんな指定管理者に対して事業報告などの提出を求めることとなります。指定管理者に包括的な管理権を条例で与えた場合でも、その監督権についてはあくまでも地方公共団体に留保されるものでございます。

例えば平成17年の1月15日に文科省が社会教育施設についての一つの見解を出しているところでございます。公民館、図書館と博物館などの社会教育施設については、指定管理者制度を適用した場合、株式会社など民間業者にも館長業務を含め全面的に管理を行わせることができるというふうな見解を出しているところでございます。それに基づいてこのたびの条例改正では、指定管理者に館長も含めてお願いをしていくというふうな考え方で条例を改正させていただくものでございます。

あわせてましてそもそも公民館というものは、どのような形、位置づけなのかということをお聞かせたいというふうに思います。社会教育法

の第20条に目的というふうなところがございませぬ。公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するものとするを目的とするというふうな定められております。そのために皆様ご存じのような地区公民館事業が展開されているものであると思っております。公民館と申しますのは社会教育法でこのように位置づけられておりますし、運営方針の中では営利事業はだめですよとか、選挙にかかわってはだめですよといったこととか特定の宗教に支援してはだめですよというふうな厳しい枠組みを課せられているところでございます。指定管理者制度を導入したとしてもあくまでも市の公の施設でございますので、そういったところで各地区内の皆様方からボランティアとしてご協力いただくことについて従来どおりの関係が保てるものだというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○佐々木謙二議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 大変丁寧にありがとうございました。

今一番最後に那須課長の方から答弁ありましたが、この資料の中に昭和63年からの経過が書いてありますね。最初は63年から運営協議会、平成3年からは定時補助職員ということで、平成7年からは事務管理公社、平成18年からは運営協議会。これずっと変わるときにそれぞれに法的にこの辺がぐあい悪いからということだったりしてずっとこういうふうな経営が変わってきてるんですね。

今回こうやって指定管理者制度に移行しようとするときに今、私が質問の中で言ったようにボランティアという、ボランティアはもちろん代償を求めてはならない部分ですね。しかし、社会教育法の中でいう事業という、こういうふ

+

うになってるわけですけども、ならば人を働かせる、労働の義務は負わせないにしても例えば文化祭の実行委員会でパネルの組み立てだとか大変大きな力を使うんですよ。そういう場合に例えば労働法の方から見て未払いの労働というふうにならないかどうか、この確認も専門家を判断をもらっておいてくださいというふうに私お願いしておきましたね。その部分お答えください。

○佐々木謙二議長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 専門家の意見までは聞いたわけではございませんが、基本的に労働かどうかという部分で非常にその入り口のところ労働ととらえることが適当なのかどうかというふうに私は考えたところです。公民館活動というのは、先ほどから社会教育法なり設置運営の基準などを申し上げたとおり、やっぱり地域の皆様方が自分たちで公民館を運営していくわけですし、そのために自分たちがこういったことをやっていきたいと思いますという自発的な部分が非常に大きいのでないかなというふうに思います。そこには労働という例えば考え方が持ち込める要素があるのかと考えますと、私はないのでないかと。あくまでもボランティア、地域のためにというふうな中での例えばいろんな作業だったりするのでないかなというふうに思いますので、そういった考え方を持ち込むとなりますと、もともと公民館活動とか地域のいろんな事業があるわけですが、そういったものがもう成り立たなくなるのでないかなというふうに考えたところでございます。

○佐々木謙二議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 確かに成り立たなくなるとは困ります。

私は、専門家の意見をもらってくださいというのは、さっき言ったようにずっと経営の仕方が変わってきてるんですよ。その都度この辺が適法でないようだというので、その時々課

長が説明してんですよ。適法でないようだけでも、今度は合法になるぞというふうにしてずっと経営の仕方が変わってきてんのよ。今の答弁も専門家の意見をもらってないけども、私の考えでというふうに答えてるんですね。私の判断でと。私の判断で、それはいいでしょう。そのとおりだと思います。これは総務常任委員会に付託されてる議案になっておりますので、ぜひそこはもうちょっと確認した方がいいかなというふうに思っております。

ボランティアに対する定義やなんかというのはお答えのとおりでありますので、再質問する部分は全くございませんが、そっちの方は総務常任委員会の方にあとの部分はお任せをしたいというふうに思います。

裁判員制度のところでは、今回とってもわかりやすい本、テキスト見つけたんです。「これでわかる！裁判員制度」、平野哲郎さんですね。4時間ぐらいで一気に読み上げたんですけども、この中でちょっと字こまくて見えなかったんで、改めてコピーしておいたやつがあるんですけども、なる前に選ばれたらぜひこんな映画を見ろよという6本の映画紹介されています。アメリカの映画で1957年の「12人の怒れる男」、1991年の日本の「12人の優しい日本人」、それとアメリカの映画で93年の「フィラデルフィア」、2008年、ことしですね、「つくられる自白～志布志の悲劇」、これは公職選挙法違反で13人が逮捕されたけども、いわゆる自白は作り物だったというやつですね。もう一つは、昨年の「それでもボクはやってない」という映画ですけども、これは多分ことしテレビでも放映されたんだと思いますね。あともう一本は、「ニューオーリンズ・トライアル／陪審評決」という、これアメリカの映画、2003年のつくられたやつですね。

いろんな国では陪審員という制度で国民の参加をしているようですね。調べてみたら日本に

も陪審員という制度が、法律があるんです。大正12年にできて、昭和18年で休んでるんです。休んでるだけで法律はあるんですね。それと大きく違うのは、陪審員制度は量刑、いわゆる例えば有罪か無罪かは判断するんだけど、懲役何年、死刑だ、この部分は判断しない。大きく違うのはそこだと思いますね。今回の裁判員制度をずっと見ていったら、どうもやっぱり陪審員法を下敷きにしてつくったような感じがあるんですね。そっちの方もまだ法律に載ってますので読んだんですけども、それを下敷きにしてつくったというふうに思われるようなものなんです。

そこでなぜ、最初から裁判員になれない人というのはいるんですね。ここに出席してる人だと市長がまず一番最初に候補者から外れます。私らはなれるんです。問題は、総務課長、ちょっとお聞きしたいんですけども、名簿を提供しますね。ここの部分というのは選挙人名簿というのは私らは1人を見せてもらうのにそれぞれの申請書を出して許可を得て、だれの名前を見たかというのを書いて、それで見せてもらうんですよね。この提供は、何も制限ないですか。というのはこれが裁判所に行きますよね。この名簿が。すると裁判所の方では、あなたがくじで当たったので制度にのっとって裁判員になれるかどうかというのを調査書が来るんですよ。その調査書というのは、職業的になれない人がまず一つあるんですね。あと体のぐあい悪い人だとか、もういろんな条件があります。学校教育に定める義務教育を終了してない者だとかね。だけれども、同等の能力があれば大丈夫、こういうふうになってるわけで、うんとあいまいなんです。

長井で55人、来年度はそれ以上になると思いますね。来年は5月21日からですから、年度的に半端です。県内で2,000何人かでしたね。その部分の調査票の中の職業欄を書く欄があるん

だと思います。するとその職業欄というのは、今度はずっと裁判所の中にそのデータが蓄積されていくというふうに私は考えるんですね。職業も含めて。長井的には、いわゆる電算化における個人情報の保護条例というのあって保護審議会がありますね。こういう場合の提供というのは、そういうところには関係してないでしょうかね。その後、個人情報がずっと積み重ねられていくというのは、これはやっぱり住基ネットのときにもいろいろ問題なって、そこも裁判になってるわけですけども、名古屋地裁の判断やなんかもありますけども、そういうふうに個人情報が積み上げられていくというふうに考えればうんと怖いところだなと思うんですね。職業まで含めてですよ。職業的になれない人がいっぱいいるわけですから、そうなんです。

だけれども例えば裁判員を辞退できる人って、その後、今度辞退できるわけですから、選ばれないように辞退する。例えばなったとしても議員の場合は、会期中は断れるんです。辞退できるんですよ。私なんか当たったら、ぜひともその15%の方に、やりたい方に手挙げて、会期中でも議長の許可得て私はぜひ行ってみたいなんて思って、一生のうちに1回当たるかどうかというところですから、思うんですけども、個人情報積み上げられていくというのはうんと私は都合悪いなというふうに思うんですね。その辺について審議会なんか必要だったのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

○佐々木謙二議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 勉強不足で大変申しわけございません。議員のご質問になかなかついていけない部分がいっぱいあるんですが、まずデータが蓄積、裁判所にいわゆる個人の情報、職業まで入った情報が集積されるのではないかと、集積されていく結果になるのではないかとというご懸念だと思いますけども、私もパンフレットと、それから裁判員の法を見ただけなんです、恐

+

らくそのデータというのは多分1年ごとに何らかの形で私は消去されるんでないかなと。毎年これ続くわけでありまして、今回は今これから出そうとしてるのは来年の分のいわゆる裁判員候補者を選定するためのデータということで、毎年続く部分のところはその都度国の方で適正にデータを管理していただけるのではないかなというふうに思います。

それからあと調査票と、その後の質問票でしたか、何か2回ほどふるいがかかるんですけども、現実的には申告して明確に私は該当しないという方の場合は多分書いて出すんだろうと思います。そうでない方は多分出さないんだろうと。そこでまず一たんそのまま行くと。その次の段階で、これは時間とともに12月ごろ、それから直前の6週間前まで、あるいは裁判の当日にも実は行って裁判員にならないという方もいらっしゃるぐらいなので、もうかなりの枠で実は1事件6人ぐらいしか要らないのに、山形県内では24件ぐらいですか、対象となる裁判がですね、凶悪事件の裁判というのは、そこに県全体で2,160人も多くの人数を第1段階でまず押さえるということでもありますので、調査票あるいは質問票と進んでいく段階のうちにはかなりの部分で淘汰されてくると。その中でいわゆる不必要な部分のところは当然国においても適正に先ほど申し上げましたようにデータの管理はなさっていくんだろうなど。ここがもう揺らいでしまえばこの制度そのものの存在する価値と申しますか、それこそ国民の賛同を得られるということにはならないわけでありまして、恐れるようなことにならないことを私も祈っておりますけれども、確かに第1段階で名簿を抽出するのところは裁判員法の方で、これは第1号の法定受託事務でございますけれども、市の事務ということで定められておりますので、私どもも間違いないように取り扱っていきたいというふうな気持ちでおります。ちょっと答弁になって

おりませんが、済みません。

○佐々木謙二議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 データは毎年私は消去されないんでないかと思えます。これもないかと思えますなんですよ。どうしてかという評議などは外に漏らさないように、公務員の守秘義務と同じなんです。私このテキストでおもしろいこと書いてあるんだ。そういうものは全部墓場まで持っていき、こういうふうにしてあります。守秘義務ありますので、ここには何か守秘義務以外の部分は書いても大丈夫、裁判の状況なんか詳しく書いても大丈夫ですけども、評議というのは今度は非公開ですから、そこは、そこは外に言っちゃだめだぞ、うちの中でも言っちゃだめだぞというふうになっているんですね。ですからその守秘義務があつて墓場まで持っていかなきゃいけないということはずっと私はデータは蓄積されていくというふうを考えなければならぬかな、こう後で総務課長にでも確認してもらえばありがたいなというふうに思います。

それと同時に、12月1日から始まる制度というの、私も今回勉強して初めてわかったんですけども、被害者参加制度というのあるんですね。裁判に参加する。これ12月1日から実施されるんですね。

○佐々木謙二議長 蒲生議員に申し上げますが、60分以内になってますので、なるべく簡潔にやってください。

○17番 蒲生吉夫議員 これはあと1分ありますので。参加制度というのあつて、それは12月1日から実施されますね。

もう1件実施されるんです。これとっても読めなかったんだけど、附帯私訴という、私が訴えると、これは改めて刑事裁判で決定した後、その後例えば賠償請求をする場合にもう一回民事を闘わなきゃいけないんですね。それはしないで刑事事件の結果を受けて簡略化した、要す

るにその中でやってしまうということが12月1日からできるようになるようです。だからそういうことも含めてかなり大きく変わりますので、ちょっと総務課としても市民から今度聞かれるようになりますね。「なして私当たったんだべ」と。「うちで選んだからだ」、こういうふうに言わきゃいけないようになるわけですがけれども、疑問に思ったところは早目に裁判所の方に聞いておいた方がいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○佐々木謙二議長　ここで、暫時休憩いたします。
再開は、3時20分といたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時20分 再開

○佐々木謙二議長　休憩前に復し、会議を再開いたします。
市政一般に関する質問を続行いたします。

渋谷佐輔議員の質問

○佐々木謙二議長　順位5番、議席番号9番、渋谷佐輔議員。

(9番渋谷佐輔議員登壇)

○9番 渋谷佐輔議員

お疲れさまです。よろしくお願いします。

きょうあたり、市役所へ来るとき田んぼを眺めるわけですが、「実るほどこうべを垂れる稲穂かな」。これは成長して成熟するに従って腰が低くなる、頭を下げるようになる、こういうことだと教えられました。願わくばことしの秋も豊作で稲づくり農家の皆さんが安心して暮らせる環境づくり願いたいものと思っております。

本日は、一般質問、林務業務一般について質問させていただきます。よろしくお願いします。

1つ目は、ナラ枯れ現象の把握と対策についてでございます。

ことしのお盆を過ぎたころから近くの山すそに枯れた状態の樹木が局部的に見られました。確におかしい。うわさに聞いたナラ枯れではないのかなと直観しました。

もしやと思って野川沿いにダム工事現場を通って木地山、祝瓶山荘までナラ枯れらしいものを追っかけてみました。やはり被害の程度に差はありましたが、確認することはできました。

早速置賜森林管理署、県総合支庁に問い合わせたところ明らかにナラ枯れ現象であることを確認するようなファクスをいただきました。せっかくなので紹介させていただきます。

さて、新聞報道等で最近すっかり有名になりましたナラ枯れですが、県内では平成3年、鶴岡市旧朝日村で被害が見つかって以来、昭和にも被害が一部ありましたが、1度終息しております。年々地域を拡大して勢力を増しています。置賜で被害は、平成17年に小国町、新潟県から被害が侵入してきました。163本の報告があったから平成19年、昨年は1市4町で約5,000本の被害が見つかっていました。昨年の被害のほとんどが小国町でしたが、今年度は長井や飯豊にも被害が広がっています。長井野川流域でも確認されます。多分ナラ枯れだと思います。きょう野川沿いに木地山ダム、祝瓶山ろくまで遠征してみましたが、あちこちでナラ枯れという思う樹木が遠くから確認できました。ですが間違いなくナラ枯れ被害です。先日木地山ダムを越えて祝瓶山荘まで行きナラ枯れの被害を確認してまいりました。本当に大変な状況になりつつあると思います。山形県置賜総合支庁産業経済部森林整備課課長補佐、大築和彦様からいただきました。

もう一通は、今年度は空梅雨などの影響もあ